

社会福祉法人永光会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に、「春風致和」を基本理念として次の社会福祉事業を行う。

(1)第一種社会福祉事業

(イ)特別養護老人ホームの経営

(2)第二種社会福祉事業

(イ)老人短期入所事業の経営

(ロ)老人デイサービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人永光会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者等を支援するため無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を群馬県渋川市半田785番地5に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を群馬県渋川市赤城町敷島44番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7人以上9人以内を置き、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任する。

(評議員の資格等)

第6条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

(1)法人

(2)成年被後見人または被保佐人

- (3)社会福祉法等の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または、執行を受けることがなくなるまでの者
 - (5)所轄庁の解散命令により、解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 2 評議員は、この法人の理事、監事または職員を兼ねることはできない。
- 3 評議員には、各評議員または各役員の配偶者及び3親等以内の親族が含まれてはならず、さらに各評議員または各役員と社会福祉法施行規則第2条の7及び第2条の8で定める特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の選任及び解任)

- 第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1人、事務局員1人、外部委員2人の合計4人で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第9条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成し、開催のつど議長を互選する。

(権限)

- 第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1)理事及び監事の選任又は解任

- (2)理事及び監事の報酬等の額
- (3)理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4)計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5)定款の変更
- (6)残余財産の処分
- (7)基本財産の処分
- (8)社会福祉充実計画の承認
- (9)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 評議員会は、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議によって開催することができる。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集事項(日時及び場所、議題、評議員会の目的である議案の概要)を記載した招集通知を1週間前までに書面で発出することにより招集する。ただし、社会福祉法施行令第13条の6の規定による評議員の承諾があれば電磁的方法による通知によることが可能であり、また、評議員全員の同意があれば、招集の手続を省略して評議員会を開催することができる。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続きが行われない場合及び請求があつた日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会招集の通知が発せられない場合、請求をした評議員は、渋川市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(評議員による議題の提案)

第14条 評議員は、理事長に対して評議員会の日の4週間前までに、一定の事項を議題とすることを請求することができる。

(評議員による議案の提案)

- 第15条 評議員は、評議員会において議題の範囲内で議案を提案することができる。
- 2 前項の議案は、評議員会の日の4週間前までに、評議員会の目的である事項について当該評議員が提出しようとする議案の要領を評議員会の招集通知に記載して通知することを理事長に請求することにより行う。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)監事の解任

- (2)社会福祉法人に対する役員の損害賠償の一部免除
 - (3)定款の変更
 - (4)社会福祉法人の解散
 - (5)吸収合併により社会福祉法人が消滅する場合の吸収合併契約の承認、吸収合併により社会福祉法人が存続する場合の吸収合併契約の承認及び新設合併消滅社会福祉法人の新設合併契約の承認
 - (6)その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事がその任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任の全てを免除するためには、総評議員の同意を必要とする。
 - 4 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または、監事の候補者の合計数が、第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 5 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできない。
 - 6 評議員会における議決権については、書面、電磁的方法、代理人によるもの及び持ち回りによる方法は行うことができない。ただし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法によることができる。
 - 7 理事長が議題を提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなすとともに、その時点を当該評議員会の終結とする。なお、この場合においては当該書面または電磁的記録を、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(議事録)

- 第17条 評議員会の議事については、社会福祉法施行規則第2条の15により、書面による議事録を作成する。
- 2 議事録には、前条第7項前段の決議の省略の場合を除き、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印する。
 - 3 議事録は、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置くとともに、従たる事務所にはその写しを5年間備え置くものとする。
 - 4 評議員は、法人の業務時間内はいつでも、議事録の閲覧または謄写の請求をすることができる。

第4章 役員及び職員

(役員の定数等)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

(1)理事 6人以上8人以内

(2)監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、3人以内を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

- 第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事には、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者及び法人が設置する施設の管理者が含まれなければならない。
 - 4 監事には、社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれなければならない。
 - 5 理事及び監事の選任については、第6条第1項の規定を準用する。
 - 6 理事には、その配偶者及び3親等内の親族その他社会福祉法施行規則第2条の10で定める各理事と特殊の関係のある者が3人を超えて含まれ、または理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
 - 7 監事には、各役員の配偶者または3親等内の親族その他社会福祉法施行規則第2条の11で定める各役員と特殊の関係のある者が含まれてはならない。
 - 8 監事または評議員の理事との兼職及び評議員、理事または職員の監事との兼職を行うことはできない。
 - 9 理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならず、監事は理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすることまたは監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、忠実にその職務を執行する。
- 2 理事は法人に対しての善管注意義務、競業取引及び利益相反取引をしようとするときの重要な事実について理事会に承認を求め、当該取引後理事会に報告する義務及び法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの監事への報告義務を負う。
 - 3 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行するが、法人の代表権は有しない。
 - 4 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を現実に開催される理事会に報告しなければならない。
 - 5 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、社会福祉法施行規則第2条の19に定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 前項の業務を行うため、監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞無くその旨を理事会に報告しなければならない。

- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。また、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案や書類等を調査し、法令もしくは定款違反があるときまたは著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 7 監事は、理事が法人の目的外の行為もしくは法令・定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為により、法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、理事に対してその行為をやめることを請求することができる。
- 8 法人が理事(理事であった者を含む。)に対し、または理事が法人に対して訴え提起する場合は、当該訴えについては監事が法人を代表する。

(役員の任期等)

第22条 理事または監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度の内最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事または監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
- 4 理事または監事の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第23条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- 2 理事または監事が、その職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事または監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、評議員会の日から30日以内に、訴えをもって解任を請求することができる。

(役員の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう算定した額を、評議員会の承認を受けて報酬として支給することができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 監事が、その職務の執行について法人に対して費用または債務の請求を行つた場合は、法人が監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。
- 3 監事は、評議員会において監事の報酬等について、意見を述べることができる。

(役員等の法人に対する損害賠償責任)

第25条 理事、監事、評議員は、法人に対し、善管注意義務違反、忠実義務違反等
その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員等の第3者に対する損害賠償責任)

第26条 理事、監事、評議員は、その職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、これによって第3者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも前項と同様とする。ただし、
その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限り
でない。

一 理事 次に掲げる行為

(イ)計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、または記録すべき
重要な事項についての虚偽の記録

(ロ)虚偽の登記

(ハ)虚偽の広告

二 監事 監査報告に記載し、または記録すべき重要な事項についての虚偽の記載また
は記録

(連帯責任)

第27条 理事、監事、評議員が法人または第3者に生じた損害を賠償する責任を負う場
合において、他の理事、監事、評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これら
の者は連帯債務者とする。

(職員)

第28条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理
事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長をおき、議長はそのつど選任する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものにつ
いては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事長に委任するこ
とができる。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則第2条の16で定める体制の整備
- 六 役員または評議員がその任務を怠ったために生じた損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において責任の原因となった事実の内容等を勘案して行う責任の一部免除

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、理事長に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。
- 4 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集通知等)

第32条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- 3 第1項の通知の方法は、書面、口頭及びその他の方法によることができる。

(定時評議員会の招集を決定する理事会の開催)

第33条 定時評議員会を招集する理事会は、(定時評議員会の2週間前の計算書類の備え置きが義務付けられているため)、評議員会開催日の2週間前までに開催するものとする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事の議決権については、書面、電磁的方法、代理人及び持ち回りによる方法で行使することはできない。ただし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行ふことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法によることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第35条 理事または監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を省略することができる。ただし、第20条第4項の理事長及び業務執行理事の報告は、これを省略できない。

(理事会の議事録等)

第36条 理事会の議事については、社会福祉法施行規則第2条の17第2項による書面による議事録を作成し、当該理事会に出席した理事長及び監事は、これに署名し、または記名押印しなければならない。ただし、第31条第4項の規定により招集された理事会においては、当該理事会に出席した理事及び監事が記名押印を行うものとする。なお、議事録作成に際しては、議案等に対して異議があつた場合には、必ずその旨を記録するものとし、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される。

- 2 第34条第3項の規定による理事会の決議を省略した場合の議事録は、社会福祉法施行規則第2条の17第4項第1号による。
- 3 第35条の規定による理事会への報告を省略した場合の議事録は、社会福祉法施行規則第2条の17第4項第2号による。
- 4 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。理事会の決議を省略した場合における提案につき理事全員が同意の意思を表示した書面または電磁的記録も同様とする。
- 5 評議員は、法人の業務時間内はいつでも、議事録の閲覧または謄写の請求をすることができる。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1)土地 群馬県渋川市半田字清水785番5 728.13m²
- (2)土地 群馬県渋川市半田字清水786番1 970.00m²
- (3)土地 群馬県渋川市半田字清水787番4 626.88m²
- (4)建物 群馬県渋川市半田字清水785番地5、786番地1、787番地4、788番地1、791番地、788番地11、787番地1
鉄筋コンクリート・鉄骨造ストレート葺・陸屋根2階建

1階 3,342.52m²

2階 145.56m²

計 3,488.08m²

附属建物 倉庫 コンクリートブロック造コンクリート屋根平家建

28.12m²

- (5)建物 群馬県渋川市赤城町敷島44番地1、44番地12、44番地13

鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1階 2,249.54m²

2階 2,285.52m²

3階 199.06m²
養護所1棟 計 4,734.12m²
附属建物 物置 鉄筋コンクリート造ビニール板ぶき 平家建
2.00m²

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第45条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第38条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、渋川市長の承認を得なければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合には、渋川市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算等)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4)収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6)財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、

定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)事業の概要等を記載した書類

4 法人は、以下に掲げる書類を会計年度終了後3か月以内に渋川市長に届出なければならない。

(1)貸借対照表、収支計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告

(2)財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び社会福祉法施行規則第2条の41に規定する事業の概要等

5 法人は、インターネットの利用により遅滞なく、次の事項を公表しなければならない。

一 定款

二 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

三 貸借対照表、収支計算書及び現況報告書(ただし、個人の権利利益が害される部分を除く。)

四 役員等名簿

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準等)

第43条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

2 法人は、適時正確な会計帳簿を作成し、これを帳簿閉鎖の時から10年間保存しなければならない。

3 評議員は、法人の業務時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。

一 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧または謄写の請求

二 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧または謄写の請求

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、地域福祉の推進に寄与するこ

とを目的として、次の事業を行う。

- (1)居宅介護支援の事業
 - (2)介護従事者・福祉従事者養成研修事業
 - (3)福祉有償運送事業
 - (4)介護保険法に基づく地域包括支援センターの事業
 - (5)介護保険法に基づく指定介護予防支援の事業
 - (6)介護人材の育成等を目的とする資金の貸付事業を利用する個人の連帯保証事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第46条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

- 2 社会福祉法第46条第1項第1号または第3号に掲げる事由による解散は、渋川市長の認可または認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 清算人は、社会福祉法第46条第1項第2号または第5号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を渋川市長に届出なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出された者に帰属する。

- 2 前項の規定により処理されない財産は、国庫に帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、渋川市長(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く)の認可を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を渋川市長に届出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、社会福祉法人永光会の掲示場に掲示するとともに、新聞または電子公告に掲載して行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報により公告する。

(施行細則)

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	真下 玄永
副理 事長	梅澤 次郎
理 事	藤本 進
理 事	佐藤 和男
理 事	真下 誠治
理 事	並木 喜三與
理 事	佐藤 秋三郎
理 事	梅澤 良三
理 事	大谷 卓弥
常務 理事	飯塚 春雄
監 事	飯塚 初男
監 事	竹田 瞳男

昭和61年 6月18日施行

昭和63年 4月 1日一部改正

平成 元年 2月 1日一部改正

平成 4年12月 2日一部改正

平成 5年12月 2日一部改正

平成 6年 5月28日一部改正

平成 9年 5月27日一部改正

平成10年 8月13日一部改正

平成10年11月27日一部改正

平成12年 2月18日一部改正

平成13年11月22日一部改正

平成15年 5月22日一部改正

平成17年 3月26日一部改正

平成17年 9月22日一部改正

平成20年 1月31日一部改正

平成20年 4月18日一部改正

平成22年 6月 8日一部改正

平成24年 6月 1日一部改正

平成25年 5月30日一部改正

平成25年 8月15日一部改正

平成26年 4月 1日一部改正

平成27年 1月15日一部改正

平成27年 9月28日一部改正

平成29年 4月 1日一部改正

平成30年 4月 1日一部改正

平成30年 7月10日一部改正

平成30年12月25日一部改正

令和 2年 7月 2日一部改正